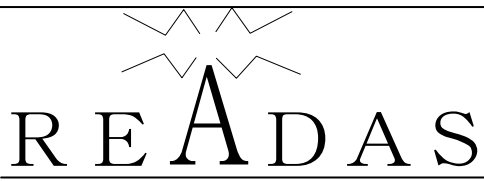


第 4957 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 4月 7日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 消費税の課税売上割合の計算方法が改正に

**Q**：消費税の課税売上割合の計算方法が変わったようですが、どのようになったのですか？

**A**：金銭債権の譲渡についても有価証券と同様に譲渡対価の5%を資産の譲渡等の額に含めることになりました。

### 【解説】

消費税の課税売上割合とは、課税資産の譲渡等の合計額÷資産の譲渡等（課税資産と非課税資産の譲渡等の合計額）で求めた割合をいいますが、その割合が95%以上であれば、原則として仕入に係る消費税額の全額が控除されることとなっています。

今年度は、この非課税資産の譲渡等に含める金額が改正されました。

非課税資産の譲渡等には、これまで、有価証券の譲渡金額の5%相当額と金銭債権の譲渡金額の全額（ファンド等への貸出債権など取引の対価として取得した金銭債権を除く）が含まれることとなっていました。金融庁からの要望もあり、企業再生支援に伴うファンド等への貸出債権の売却や住宅金融支援機構を中心とした住宅ローンの証券化、貸出債権を銀行間で個別に売買するローントレーディングなどの貸出債権の譲渡等、取引の対価として取得した金銭債権以外の金銭債権の譲渡については、有価証券と同様に譲渡対価の5%を非課税売上として分母に含めることとなりました。

この改正は、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡から適用されます。

